

平成21年2月19日

「林業公社の経営対策等に関する検討会」中間とりまとめについて

林業公社の経営対策及びこれを踏まえた今後の森林整備のあり方を検討するため、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」（平成20年11月5日設置）を開催してきましたが、このたび、別添のとおり、中間取りまとめを行いましたので公表します。

(連絡先)

総務省自治財政局調整課

担 当：中野補佐、荘係長

電 話：03-5253-5618（直通）

F A X：03-5253-5620

「林業公社の経営対策等に関する検討会」中間とりまとめ

1 林業公社の現状

- 林業公社は、戦後、国、地方公共団体、森林・林業関係者が一体となって造林を推進する中で、森林所有者による整備が進みがたい地域において、分収方式によって造林を推進するため、昭和40年代を中心に都道府県によって設立された公益法人であり、これまでに、およそ40万haの森林を造成し、地域の森林整備水準の確保や雇用の創出などに重要な役割を果たしてきている。
- しかしながら、林業公社の経営をみると、木材価格の低下など社会経済情勢の変化や森林造成に要した借入金の累増等により、総体として、厳しい状況にある。また、個々の公社ごとにみると、造林事業の対象区域や事業規模の決定、資金調達方法や都道府県の支援の状況などが様々であり、これを受けて、債務の状況等についても各公社ごとに大きな差がある。
- 林業公社の債務の累増、長期的な木材価格の低下等による収入面での条件悪化などの経営問題、森林の公益的機能の発揮に対する要請等に対応するため、都道府県において経営改善策及び森林整備方針の検討を行うとともに、貸付金の無利子化等の支援を実施しており、国においても森林整備への助成、林業公社に係る債務の利子負担の軽減等の支援を実施してきているところである。

2 林業公社の経営対策及び森林整備の課題

- 我が国の人工林の整備に関しては、健全な森林を育成するため間伐等を的確に実施するとともに、長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林へ誘導することが課題となっている。林業公社においても、これまで造成した森林を適切に整備するとともに、地域の森林整備のニーズに対応することが求められている。
- 今後、契約に基づく伐期を迎える森林が急増する中、多様な森林への誘導、皆伐後の再造林の確保など既往造林地の取扱を適切に行うことが必要である。
特に、一団の森林としてまとまりのある公社造林地については、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全等に配慮した多様な森林づくりの実践、地域における木材安定供給の核として活かしていく手法等について積極的に検討することが重要である。
- 林業公社が、森林所有者等により整備が進みがたい地域を公的に整備してきたことにより、森林の多面的機能の発揮や雇用の創出等を通じた地域活性化に重要な役割を果たしてきていることについて、地域住民の理解を得ることが重要である。また、公社が地域において造成した森林は貴重な社会的資産であるという意識の醸成を図りつ

つ、次の世代に健全な姿で引き継いでいくことが重要である。

そのためには、これまでの公社造林が果たしてきた役割と今後の森林整備のあり方等について、関係者や地域住民に十分な情報提供を行い、森林整備への参画・協力を得ることが重要である。

- 林業公社の経営対策については、地域の実情に応じて、既往造林地の評価、事業の展開方向の検討、将来の収支見通し等について分析・検討を行うなどにより、既往債務の軽減対策等について、設立主体である都道府県が国の補助事業や金融措置の活用、都道府県の無利子貸付や利子補給など主体的かつ積極的に対応することが必要である。
- 国は、上記都道府県の対応と併せ、林業公社の有する債務が関係都道府県の財政運営に重大な影響を及ぼす事例が見られること及びこれまで公社造林が我が国の森林整備において一定の役割を果たしてきており、今後も引き続き整備が必要なことに鑑み、既往債務の軽減対策などの本格的な林業公社の経営対策及び将来にわたる森林整備のあり方を検討する必要がある。
なお、林業公社を発展的に解消して、都道府県が自ら森林整備を行う形態に移行する場合等があることから、このような場合における支援策も検討する必要がある。
- 公益的機能の発揮に向けた長伐期化等に当たっては、主伐収入により林業公社の債務の償還が行えるよう、主伐期到来まで債務の償還を円滑化するなどの対応を行う必要がある。一方で、土地所有者の了解を得て分収割合を見直すなどの取組がみられるところであり、地域に応じた契約内容の変更を円滑に進めることが必要である。

3 林業公社の経営対策及び森林整備の取組方向

- 「林業公社の経営対策等に関する検討会」では、平成20年11月から3回にわたり、林業公社の経営対策、森林整備のあり方について検討してきたが、喫緊の課題である間伐の促進、多様な森林整備、利子負担の軽減等を図っていくため、当面の措置として平成21年度の支援策を別紙のとおりとりまとめたところである。
- 公的森林整備の実行機関としての林業公社は、これまで森林所有者による整備が進みがたい森林の整備に重要な役割を果たしており、今後とも既往造林地の整備が必要であること等を踏まえ、長期的な観点から、地域の森林整備における役割や分収方式の運用等について検討し、地域ニーズに応じた森林整備に貢献していくことが重要である。
- 林業経営の収益性の低下は、造林コスト、木材価格など人工林全体に関わる問題であり、生産・加工・流通対策に総合的に取り組む必要がある。
一方、林業公社の債務問題は、各林業公社ごとの資金調達の方法などの地域事情のほか、長期的な木材価格の低下等社会経済情勢の変化等に起因するものである。この

ため、各地域の自主的な取組を強化するため、都道府県が引き続き支援・指導を行う必要がある。また、国は、林業公社の森林整備を支援し、経営の安定化を図る観点から、これまで、補助事業、金融措置、地方財政措置を講じてきているところであるが、都道府県と連携し、各林業公社の自主的な取組を支援するため、更なる措置を講ずる必要がある。

これらの取組に当たっては、今後とも、国、都道府県、林業公社などの関係者が連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、林業公社の債務の影響を念頭におきつつ、将来にわたって、公社造林地の適切な整備を円滑に進めていけるよう幅広く検討していくことが必要である。

- 平成21年度の措置に加え、引き続き、各林業公社の経営状況や森林整備の課題の分析を行い、多様な森林への誘導方策、林業公社の経営努力、国及び関係都道府県の支援のあり方等を踏まえて検討を行い、平成21年5月を目途に、本格的な林業公社の経営対策及び将来にわたる森林整備のあり方についてとりまとめることとする。

(別紙)

林業公社に対する平成21年度の支援措置

林業公社の森林整備を支援し、また、経営の安定化を図る観点から、これまで、補助事業、金融措置、地方財政措置による支援を実施してきたところである。

平成21年度は、補助事業において、公的主体が実施する森林整備につき、喫緊の課題である間伐を促進するため、条件不利森林を対象とした定額助成方式の事業を創設する。

また、20年度補正予算により、定額助成方式による間伐の実施及び作業道の整備を措置する。

さらに、地方財政措置として、都道府県が行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置を拡充する。

1 補助事業

- ① 公的主体が分収方式で森林整備を行う事業として、間伐等の実施、抜き伐りと天然更新による広葉樹林化等を促進（継続）
- ② 創意工夫により負担を軽減できる定額助成方式の事業として、条件不利森林を対象に間伐等森林整備を推進（21年度新規）
- ③ 20年度補正予算を活用した定額助成方式による間伐と作業道の整備を推進（20年度第1次及び第2次補正）
- ④ 非皆伐施業へ転換するための地元説明会の開催や契約変更に向けた取組への支援を行うソフト事業を実施（継続）

2 金融措置

- ① 利用間伐に必要な資金と日本政策金融公庫資金の当該年度の償還元金の円滑な支払いに必要な資金を併せて貸し付け（利用間伐推進資金）（継続）
- ② 有利子の公庫資金と無利子の森林整備活性化資金の併せ貸しによる金利負担の軽減（併せ貸しする無利子資金の貸付割合を一定の要件を満たす場合に引上げ（2/7→1/2→3/5））（継続）

3 地方財政措置

森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置を以下のとおり拡充。

- ① 措置率の引き上げ
現行：措置率20%、上限2億円 → 平成21年度：措置率50%、上限5億円
- ② 都道府県が林業公社の債務を引き受けた場合についても、当該引き受けた債務に係る利子相当額を特別交付税措置の対象とする。